

2020年3月16日

新型コロナウイルスの影響を受けたお客さまに対する 融資条件変更手数料免除のお知らせ

この度の新型コロナウイルス感染症の発生により、影響を受けている皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

株式会社 千葉興業銀行（頭取 梅田 仁司）は、今般の新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けた事業者や個人のお客さまにつきまして、「融資条件の変更手数料」を免除する取扱いを実施いたします。今回の対応は、新型コロナウイルスの影響が多方面に広がっていることを踏まえた支援強化策の一環です。

当行では、2月14日（金）より、事業者の皆さまの支援のため災害等復旧支援資金「頑張ろう！千葉」の融資対象範囲に、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受ける事業を加えたほか、2月17日（月）より全店に「新型コロナウイルスに関する相談窓口」を設置し、お客さまのご融資やご返済に関するご相談を迅速かつきめ細やかに対応するよう努めております。

融資条件の変更手数料免除の概要は以下のとおりです。

記

1. ご融資条件の変更手数料免除の概要

免除する手数料	融資条件変更手数料 (証書貸付変更手数料)	住宅ローン等に係るご融資条件変更手数料
	33,000円(税込)	5,500円(税込)
対象となるお客さま	新型コロナウイルスの感染拡大に伴い影響を受けた法人および個人のお客さま	

2. 免除期間

2020年3月16日（月）～2020年9月30日（水）

以上